

令和 7 年度第 1 回調布市青少年問題協議会次第

日時 令和 7 年 7 月 3 日（木）
午前 10 時から 11 時 30 分まで
場所 調布市役所 5 階市長公室

1 開会

2 会長あいさつ

3 報告事項

- (1) 令和 7・8 年度調布市青少年健全育成方針について
- (2) 令和 6 年度調布市青少年健全育成方針関連事業の実績報告について
- (3) 令和 7 年度調布市青少年問題協議会関係会議及び事業予定について
- (4) 令和 7 年度調布市青少年表彰について
- (5) チャット相談事業の開始について

4 情報交換

- (1) 調布警察署からの情報提供
- (2) 多摩児童相談所からの情報提供
- (3) 中学校校長会からの情報提供

5 その他

【資料】

- ・資料 1 令和 7 年度調布市青少年問題協議会委員名簿
- ・資料 2 令和 7・8 年度調布市青少年健全育成方針
- ・資料 3 令和 6 年度調布市青少年健全育成方針関連事業の実績報告
- ・資料 4 令和 7 年度調布市青少年問題協議会関係事業予定表
- ・資料 5 令和 7 年度調布市青少年表彰スケジュール
- ・資料 6 調布市青少年表彰規定
- ・資料 7 過去の青少年表彰の主な事例

【次回会議】

日程：令和 7 年 10 月 15 日（水） 午前 10 時から 11 時 30 分まで
会場：調布市役所 5 階 市長公室

令和 7 年度 第 1 回調布市青少年問題協議会報告

1 開催日時 令和 7 年 7 月 3 日（木） 午前 10 時から

2 会 場 市長公室

3 出 席 (1) 委 員 14 人
(2) 事務局 5 人

4 会長挨拶

会 長： おはようございます。猛暑の折、御参集いただきまして誠にありがとうございます。6 名の新任の皆様方に、略式ではございますが、お手元に委嘱状、任命状の交付をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

年に何回か開催させていただいて、その時々、調布市内の様々な現状をいろいろな専門的見地からお教えいただいて、私どもも今後とも施策に生かさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

5 月になりますが、子どものイベント、親子フェスなどを実施させていただいて、改めてコロナ禍のときを思い起こして、やはりいいものだなど。準備は、多くの関係者の皆様方に御苦勞をおかけしているわけでありますけれども、イベントの貴重な触れ合いを実感したところでございます。

それから、御存知の方もおられると思いますが、昭和 30 年 4 月 1 日に 2 つの町が合併して市制を施行して以来、70 周年に当たっているということで、年度を通じて様々なイベント、事業を実施しながら、過去を振り返って未来につないでいきたいと。冠をつけさせていただいて、例えば、健全育成の皆様方と実施しておりますソフトボールについても、市制施行 70 周年記念ということで今年もやらせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、毎度ではございますけれども、今の子ども達——子ども達だけではなくて、我々全体を取り巻く世相、社会の問題点、非常に移り変わる中でどのように的確に対処していくかということはたやすくはない問題ではございますけれども、その時々の実相を反映するような議論をこれからも重ねていきたいと思っておりますので、御協力をお願い申し上げまして、冒頭の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

5 資料確認

6 報告事項

(1) 令和 7・8 年度調布市青少年健全育成方針について

会 長： (1) 令和 7・8 年度調布市青少年健全育成方針について、事務局から説明をお願い

します。

事務局： 令和 7・8 年度調布市青少年健全育成方針について説明いたします。資料 2 を御覧ください。

青少年健全育成方針は 2 年ごとに改定を行っており、今回お配りしたものは、昨年度、本協議会で協議のうえ、改定を行ったものとなっております。

まず、本方針の概要について説明いたします。この方針は、次代を担う青少年が家庭や地域のぬくもりと、恵まれた自然の中で、安全かつ快適に伸び伸びと遊び、学び、夢と希望を持ちながら生き生きと暮らすことを目的として定めたもので、施策の実施に当たっては、家庭・学校・地域・行政が連携して推進していくことをうたっております。

次に、方針の構成について説明いたします。1 ページ目には、現状と課題を文章にまとめており、2 ページ目からは、重点的に取り組む内容を重点目標及び推進事項として記載しております。

重点目標には、家庭・学校・地域・行政の連携による青少年への支援、青少年の社会参加活動の推進、健全な環境づくりと非行防止活動の推進、青少年の居場所の充実の 4 つを掲げており、それぞれの目標に関連して実施する施策を推進事項として記載しております。

当課での具体的な事業の例としましては、家庭・学校・地域・行政の連携による青少年への支援の推進事項である子育てへの支援に関連して、各児童館において子育て中の保護者及び、これから子育てを始める保護者を対象に子育てひろば事業を実施しております。これ以外にも、困難を抱える子ども・若者への支援に関連して、子ども・若者総合支援事業「ここあ」を実施するなど、様々な施策の展開を図っております。

なお、令和 5・6 年度版の方針化の変更点につきましては大きく分けて 3 点あり、1 点目がこども家庭庁が令和 5 年 12 月に策定した「こども大綱」の内容を反映したこと、2 点目が重点目標として「青少年の居場所の充実」を追加したこと、3 点目が新型コロナウイルスの扱いがインフルエンザ等と同類の 5 類感染症に変更されたことを踏まえ、新型コロナウイルスの影響についての記載を削除したこととなります。

方針の概要についての説明は以上となります。

会長： 説明は以上でございますが、何か御意見、御質問等ございますか。——よろしいですね。

（「なし」の声あり）

それでは、御承知おきいただきます。

(2) 令和 6 年度調布市青少年健全育成方針関連事業の実績報告について

会長： (2) 令和 6 年度調布市青少年健全育成方針関連事業の実績報告について、事務局から報告をお願いします。

事務局： 令和 6 年度調布市青少年健全育成方針関連事業の実績について報告いたします。

資料３を御覧ください。

こちらは、先ほど御説明しました健全育成方針の重点目標に関連して実施する施策についての昨年度の実績を記載したものととなります。なお、昨年度の実績となるため、先ほど説明しました令和７・８年度版の方針ではなく、令和５・６年度版の方針に基づく施策の実績報告となります。令和５・６年度版の方針であるため、青少年の居場所の充実を除く、家庭・学校・地域・行政の連携による青少年への支援、青少年の社会参加活動の推進、健全な環境づくりと非行防止活動の推進に関する施策の報告となります。

多数の施策がございますので、事務局である児童青少年課が所管する施策の実績について説明いたします。

重点目標１「家庭・学校・地域行政の連携による青少年への支援」の中の推進事項である「子育てへの支援」に関連して、児童青少年課では子育てひろば事業を実施しております。これは、各児童館において、子育て中の保護者及び、これから子育てを始める保護者に対して居場所の提供と相談・栄養指導・歯科衛生指導等の健康講座を実施するもので、昨年度の実績は、子育てに関する相談が１，０７３件、子育て講座等の実施回数が５，５６３回、助産師相談が６９８件となっております。一昨年度と比較して相談件数が減、講座等の実施回数が増、助産師相談も減となっておりますが、当事業は実施から約３０年が経過しており、十分な周知が図られている事業であるため、その年のニーズによって実績が大きく異なる事業となっております。

続きまして、同じく重点目標１の推進事項である「困難を抱える子ども・若者への支援」に関連して、子ども・若者総合支援事業「ここあ」及び子ども・若者支援地域ネットワークを実施しております。子ども・若者総合支援事業「ここあ」は、ひきこもりや不登校、無業等の困難を抱える子ども・若者への支援を総合的に実施しており、子ども・若者支援地域ネットワークは、「ここあ」をはじめとする支援機関で構成するもので、横断的な支援を行うためにネットワークの形成を図ることを目的に実施しております。

なお、「ここあ」の昨年度の実績は、相談事業の延べ利用人数が１０，０４４人、居場所事業の延べ利用人数が８２３人で、相談事業については、一昨年度に続き１万人を超える結果となりました。相談内容は、不登校、ひきこもり、障害、学習進路、就労など、多岐にわたっており、現在ピークを迎えている小学生世代が数年後には相談事業の対象となる中学生世代となることから、今後も引き続き多様な相談に対応していく必要があると考えております。

そのほかにも、重点目標２「青少年の社会参加活動の推進」に位置づけられた事業としましては、児童館交歓フェア、児童館まつり、児童館交流ドッジビー大会、児童館交流サッカー大会（Ｊ’ｓＣＵＰ）、児童館交流オセロ大会といった児童館を利用する児童を対象とした事業や、健全育成推進地区委員会との共同開催による調布市青少年健全育成地区親善ソフトボール大会を実施し、多くの子ども達に御参

加いただくことができました。

今後も、関係各課及び諸団体と連携を図りながら、市内における青少年の健全育成を推進するため、各種施策の積極的な実施に取り組んでまいります。

説明は以上となります。

会 長： 項目が非常に多岐にわたっておりますが、何か御質問、御意見はございますか。
——何かございますか。

（「なし」の声あり）

それでは、またお気づきの点がございましたら、この場に限らず御意見をいただければと思います。よろしくお願いします。

（3）令和7年度調布市青少年問題協議会関係会議及び事業予定について

会 長： 続いて(3)令和7年度調布市青少年問題協議会関係会議及び事業予定について、事務局から報告をお願いします。

事 務 局： 今年度の青少年問題協議会関係会議及び事業予定について説明いたします。資料4を御覧ください。

これは、青少年問題協議会に関係する会議や、当課の事業の予定を一覧表にまとめたものです。

まず、会議の部分ですが、本協議会は本日を含め3回の開催を予定しております。次回は10月15日水曜日、3回目が2月5日木曜日の開催を予定しております。

続きまして、青少年問題協議会の下部組織で、青少年の非行防止の推進を目的に設置された青少年補導連絡会の予定についてですが、年4回の開催を予定しております。

ほかにも、小学校単位で各地区に組織された健全育成推進地区委員会の会長で構成された健全育成推進地区代表者連絡協議会については、8月、11月、2月を除く月で開催しており、各地区での取組に関する情報交換や、11月23日日曜日に開催予定のソフトボール大会に向けて、ルール改正等の協議を実施しております。

また、子ども・若者総合支援事業「ここあ」をはじめとする様々な支援機関で構成される子ども・若者支援地域ネットワークは年6回の会議の開催を予定しており、構成機関の連携強化に向けた取組や協議などを実施してまいります。

続きまして、事業についてですが、こちらは児童青少年課における青少年の健全育成に関する諸事業の予定を記載しております。7月は、こども家庭庁で青少年の被害・非行防止全国強調月間と定めており、様々な取組を全国的に集中して実施しております。調布市においても、7月1日に調布駅前において普及・啓発のための広報活動を、総務省が主催する事業である「社会を明るくする運動」と連携して実施いたしました。ほかにも、市の公式XやLINEなどのSNSを活用した情報発信を実施してまいります。7月以降は、11月23日に健全育成推進地区委員会と共同開催であるソフトボール大会を、同じく11月下旬を目途に補導連絡会にて非行防止街頭パトロールの実施を予定しております。

また、詳細については次の議題で説明いたしますが、3月8日日曜日には青少年

表彰式の開催を予定しております。

そのほか、児童館事業としましては、8月18日から21日の間で、長野県内において市内小・中学生を対象にウルトラキャンプを開催予定であり、それ以外にも、児童館まつりやドッジビー大会、サッカー大会など、様々な行事の開催を予定しております。また、子ども・若者育成支援推進事業として、子ども・若者育成支援や、児童虐待防止を推進することが定められている秋のこどもまんなか月間である11月に、不登校をテーマとした講演会の開催を予定しております。

以上のとおり、今年度についても青少年の健全育成の推進を図るため、様々な事業を実施してまいります。

説明は以上となります。

会 長： これは連絡先を確認させていただいてデータでも送っているの？

事務局： データとしては、皆様、委員の方に別途お送りはしておりません。

会 長： もう紙を紛失する時代ではないから、確認させていただけるところにはデータで送っておいてください。それでは、御承知おきください。

(4) 令和7年度調布市青少年表彰について

会 長： (4)令和7年度調布市青少年表彰について、事務局から報告をお願いします。

事務局： 今年度の青少年表彰について説明いたします。資料5を御覧ください。

青少年表彰は、地域に好影響をもたらした善行を行った青少年及び青少年団体を表彰するものです。本協議会では候補者の審査を行っており、被表彰者の決定を行っております。

表彰の具体的なスケジュールについてですが、2月に開催した昨年度の青少年問題協議会で今年度の実施について決定されており、6月から候補者の募集を開始しております。募集期限は8月末日までとなっており、9月中旬から下旬頃を目途に専門調査委員会にて表彰の可否についての一次審査を実施いたします。その後、10月15日水曜日に開催予定の第2回青少年問題協議会で二次審査を行い、被表彰者を決定する予定です。

なお、例年多くの中学3年生、高校3年生が被表彰者となることに鑑み、表彰式は審査直後ではなく、年度末の3月に開催しており、今年度は、先ほども御説明したとおり、3月8日日曜日に開催予定となっております。

続きまして、資料6及び資料7を御覧ください。こちらは、青少年表彰を実施するに当たり、表彰の基準等を定めた例規と、これまでの表彰の主な事例を示したものとなります。青少年表彰は、18歳までの青少年及び18歳までの青少年で構成された団体を対象としており、後輩の指導に当たり地域に好影響をもたらした者、ボランティア活動等を継続的に実施している者、地域行事への参加など社会貢献活動を積極的に行った者等を表彰しております。

これまでの具体的な事例としましては、リーダーグループの活動を積極的に実施してきた者、自主的な清掃活動を継続的に実施した者、様々なボランティア活動を長期的に継続してきた団体、友人と協力して人命救助を行った者などがありました。

が、活動が継続的でなかったり、スポーツ等で優秀な成績を収めた場合は青少年表彰の対象から除外しております。

なお、青少年表彰については、令和4年度頃まではコロナ禍の影響を受けており、様々な活動の自粛に伴い推薦者数も少なかったのですが、徐々に影響を抜けて、コロナ禍以前のように活発な活動を行う青少年の推薦が増加し、特に昨年度は個人20名と1団体の表彰を行うこととなりました。

今年度も多様な青少年を被表彰者として拾い上げられるよう、健全育成推進地区委員会をはじめとする地域団体や、市内の小中高等学校など、様々な団体に推薦についての依頼を行い、候補の募集を行ってまいります。

説明は以上となります。

会長： 新規の委員の方もおいでになりますが、毎年実施している表彰案件だということでございます。御質問、御意見はございますか。

（「なし」の声あり）

では、今後、これについては順次前に進めてまいります。スケジュール等、今から御予定いただければということをお願いしたいと思います。

（5）チャット相談事業の開始について

会長： 続いて(5)チャット相談事業の開始について、事務局から報告をお願いします。

事務局： チャット相談事業は24時間365日、誰でも匿名かつ無料で利用できる相談システムを提供することで、相談者に寄り添いながら問題の解決を図ることを目的として導入したもので、先日7月1日から開始した事業となります。本日は、相談システムの運営元であるNPO法人あなたのいばしょの大島様及び小倉様にお越しいただいております。本件につきましては、あなたのいばしょから詳細を説明させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

大島： 初めまして。NPO法人あなたのいばしょ、事務局長をしています大島と申します。よろしくお願いいたします。

御紹介にありましたように、24時間365日、チャットでの相談窓口を運営しております。今回、7月からその開設をさせていただいたということです。詳しくは小倉からお話をさせていただきたいと思っておりますので、本日はよろしくお願いいたします。

小倉： 地域連携コーディネーターをしております社会福祉士の小倉と申します。本日はよろしくお願いいたします。

お手元の資料を御覧ください。私たちの活動、チャット相談サービスについて説明させていただきます。

私たちは24時間365日、年齢や性別を問わず、無料・匿名で利用できるチャット相談窓口を運営しているNPO法人となります。

まず、私たちの御紹介をさせてください。私たちは、厚生労働省の自殺防止対策事業としての運営と外務省から委託を受けて、24時間365日のチャットを運営しておりまして、こちらは厚生労働省の支援情報検索サイト登録窓口ですけれども、

その中で唯一24時間体制を実現しております。設立から6年目となっており、累計の相談件数は145万件を超えています。そのうち6割は29歳以下の若年層からの相談となっており、今回、調布市との連携は、子ども・若者と、その家族に焦点を当てておりますので、親和性の高い事業ではないかと考えております。

この体制を成立させるために、私たちは世界40か国に約1,000名のボランティアの相談員を抱えており、これまでの累計の相談、これは全てテキストデータとして保持しておりますので、そういったもののデータの分析・研究等も実施しております。

理事長の根岸は、内閣府や、こども家庭庁、外務省、WHOの委員会、検討会等にも参加しており、私たちの下に集まった相談者の声を様々な政府機関や自治体に提供させていただくアドボカシー活動も積極的に実施しております。昨年4月、孤独・孤立対策推進法が施行されましたが、こちらは私たちが政策提言等させていただいたところに端を発して実現しております。

こういった活動の根底には、私たちの理念である、望まない孤独のない社会の実現というものがございます。ここからは、望まない社会の実現をするための根幹となっている事業、チャット相談の運営について説明をさせていただきます。

まず、メリットを3つ挙げております。

1つ目が、若年層の使いやすさというところにあります。こちらで提示しているのは総務省が公開しているデータですが、皆さんのライフスタイルを考えていただいても、もしかしたら納得いただけるかと思うのですが、携帯電話・固定電話に関わらず、若年層は通話機能を使う時間が短くなっていて、そういったとき、相談をするときのハードルとして、電話、対面というものが少し使いづらい状態になっているのではないかと考えております。

2つ目が、チャット相談であれば、いつでもどこでも相談ができるというところにあります。私たちは、LINE相談ではなくチャット相談なので、LINEのアカウント、固定電話の電話番号、そういったものは必要ありません。インターネットに接続ができるデバイスと、無料のWi-Fiでもいいので、インターネット環境さえあれば、私たちとお話をすることができます。

3つ目は、相談内容がデータとして蓄積していますので、相談者の声を可視化していくといった取組をしております。

続きまして、厚労省の自殺防止対策事業としての運営と外務省から委託を受けて運営している、あなたのいばしょチャット相談の仕組みを説明いたします。最初に相談者が相談を始めると、自動応答による質問事項に幾つか答えていただくのですが、ここでリスク判定を行い、高リスクのものはSV・専門相談員が対応に当たり、低リスクのものをボランティアの相談員が対応に当たる、こういった仕組みを確立することで、なるべく多くの相談、そして、緊急度の高いものは迅速に対応できるような体制づくりを行っております。

ただ、正直に申し上げますと、私たちの窓口には、日に1,000から1,50

0件ほどの相談が寄せられており、著名人の自殺報道などがあると3,000人を超えるような日もありました。そういったときに、全ての相談に答えるのが難しくなっているような状態となっております。だからこそ、今回は調布市と結んだのですが、各自治体の専用窓口を開設するという取組を行っております。

今回、調布市民専用の窓口として開設したチャット相談システムの仕組みですが、大きく異なるのが、対応者が異なることです。自治体専用窓口の専任相談員を24時間配備しておりまして、リスクの高低にかかわらず、この相談員が対応に当たるようになっております。また、いたずらや、あとは日に数回いらっしゃる方の対応に関しては、協議したうえで対応を見送らせていただくこともあるのですけれども、それを踏まえた全ての相談に返信しておりまして、概ね5分ほどでお返事をしておりますし、市の支援につなぐことを希望されている方に関しましては、調布市の担当につなぐ仕組みとなっております。

こういった私たちの取組に共感を示してくださっている自治体・企業と連携を促進しており、現在、神奈川県横須賀市、奈良県生駒市、東京都多摩市とは協定を締結しております。調布市の場合は、市民の皆様を対象とした専用の窓口をさらに開設しており、連携を強化している事例となっております。

それ以外にも、企業との連携事例としては、JR東日本及び東急電鉄は、線路への飛び込みで亡くなられる方の課題を重く受け止めており、そういう方々が思いとどまり一旦気持ちを落ち着かせる時間を持てるようにというところで、私たちの相談窓口を駅や商業施設内で紹介していただいております。

また、ツルハホールディングスとの連携ですが、市販薬が特に若年層のオーバードーズ、薬物乱用に用いられていることを重く受け止めておられ、そういった方々の孤独・孤立の解消に向けて、私たちの窓口の広報を行っていただいております。

最後に、調布市との連携に関してですが、私たちが担っている役割としては、マイナスからゼロへというところにあると考えております。私たちの窓口に来る約7割の方が孤独感というものを抱えております。孤独感というのは健康リスクにもつながるというデータがありまして、慢性化していくと、なかなか対処がしづらいことが問題になってきます。私たちが傾聴と、相談窓口での向き合うという体験を提供することによって、「死にたいです」「絶望しています」という相談者の気持ちですが、「とりあえず一旦落ち着きました」「今、死ぬことはやめようと思います」、そういったゼロの状態に持っていった後に、調布市の具体的な支援につなげることで、さらにゼロからプラスへもっていくことで調布市民の皆様をサポートできるのではないかと期待しております。

7月1日から窓口が始まって、早速、私たちのところに調布市民の方から相談が来ているような状況になっております。ここで得られたデータ等も皆様に提供していきますので、今後の市政にも生かしていただければと思っております。

本日はお話を聞いていただき、ありがとうございます。

事務局： あなたのいばしょと市との支援の連携について、一点補足をさせていただきます。

チャット相談事業におきまして、相談者が継続支援を希望する場合は、市が相談ケースを引き継いで支援が継続することができる体制を整えております。継続的な支援には、市の子ども・若者支援地域ネットワーク構成機関が連携して支援を行うこととしております。ネットワークには、障害や就労、医療、教育など、様々な専門性を持つ支援機関が連携していることから、相談者が置かれた状況に応じて最適な支援を行うことができると考えております。ただ、例外としまして、自死の危険性があるなど、緊急性が高いケースにつきましては、あなたのいばしょから直接警察や児童相談所に引き継ぎいで支援を行っていくこととしております。

事務局からの補足は以上となります。

会長： 説明は以上でございます。どなたからでも結構です。何か御質問、御意見、ございましたら。

委員： 今お話があったリスクの高いケースとか、本人が希望されているケースも含むのか分からないですけれども、警察や児童相談所に直接連絡があるということですが、それはどういった形で連絡が来るのか、そのプロセスをお知らせいただければと思います。調布市経由で連絡が来るのは分かるのですが、そうではない担当者の方から「調布市の事業です」ということで連絡が来るということになるのですか。

大島： そうなります。相談者から相談を受けた際、まずはアセスメント行います。ここで本人につないでほしい意思があれば、特に緊急の場合は、我々から直接、住所、お名前をお聞きして、警察や児童相談所に直接連携させていただくという流れになっております。

委員： それを拒まれる場合もあるのかと思うのですが、警察や児童相談所には知られたくないという方が、むしろこういったチャットを利用される方が多いかと思うので、そういう場合のスキームはどのようなになっているのですか。

大島： まず本人の意思を確認するというのが大事かと思うのですが、とはいえ緊急事態ですので、今、命を絶ちますとか、他害ということもあるかと思うのですが、そういった場合は、できるだけそこでの情報を警察に共有しながら、警察と連携して動いていただく。我々ですと得られる情報は限られているのですが、ＩＰアドレス等可能な範囲で情報取得して警察と連携して動いていくという形になります。

委員： それも同時に調布市にも共有はされていて、連絡があった場合、すぐに調布市に連絡すれば、一緒に対応するという形になるのですか。

事務局： 夜間の時間帯とか、そういった問題はあるのですが、基本的に、あなたのいばしょのほうで得た情報というのは、即時的に調布市並びに子ども・若者総合支援事業「ここあ」と情報共有がされるということになっております。

会長： よろしいですか。

委員： ７月１日からということが始まったばかりの事業ということなので、実態も含めて状況も教えていただきながら確認できるかと思っています。せっかく取組の仕組みをつくられているので、それがうまく機能するといいかなと思うのですが、我々、受け手側のほうが、こういった事業の内容とか、どういうルートでど

ういう連絡が来るのかということが分かっていないと、感度の違いみたいなところが生じてしまうとよくないかと思いましたので。そこは調布市と一緒に確認させていただきながら取組を進めたいと思います。

ありがとうございました。

会 長： ありがとうございます。

ほかに、どなたかございますか。御質問、御意見。いかがですか。

委 員： 対象年齢は厳密には区切っていないということを伺ったのですが、子育てに悩んでいる母親なども対象と考えてよろしいですね。

小 倉： そうなります。

委 員： 分かりました。そういう場合で、もし、地域に知り合いが欲しいということであれば、親の会の相談員がいますので、調布市を通じてつないでいただければと思います。

事 務 局： 子ども・若者支援地域ネットワークには、いろいろな保護者の方、御家庭の方とのつながりのある組織がありまして、御家庭あるいは子育ての悩みに直接応じるような専門部署もあったり、例えば、先ほど事業の説明の中にもありました児童館の子育てひろばとか、母親同士のつながり、父親同士のつながりをつくるような場もありますので、そういった場の紹介ですとか、そういったところにもつなげていきたいと思っています。

また、親の会の支援を仰ぎながら横のつながりをつくっていくということも大いに考えられますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委 員： 守秘義務が厳しい中で、同じような障害のお子さんのお母さんと話してみたいというような相談を受けることもあります。できる限り協力したいと思っております。

会 長： ありがとうございます。

ほかの方、いかがですか。何か御意見、御質問、ございますか。――幾つかの自治体の名前が上がっていて、それぞれ微妙に異なるかもしれません。このサービスに関心を持つとしても、恐らく、市の実情、ロケーションによって様々な環境の違いもあるかもしれない。だから、今だから必要なのか、今こういうニーズが高まっている、強まっていると言えるのか。それとも、そうではなくて、恒常的に、昔からあればよかったというサービスなのか。それもまだ私どもも、どう捉えるべきか定めているわけではありません。ただ、やはり乗り出すべきだという思いで、非常に日付変更線を越えた辺りからの電話も多いとか、そう聞くと、悶々と、やはり一夜を過ごす様々な事情による現代人が多いのかなと。子ども・若者のみならずということですね。そんなことを思ったり、氏名を名乗ったとしても、考えてみれば、相談を、このサービスを頼る方の内容が本当に存在するのかなとか、なかなか分からない。匿名では、なおさら分からないということになりますよね。

では、なぜアクセスするのか。とにかく、自分の抱えている悩みそのままの形、心情の100%吐露ではないにしても、誰かに何かを聞いてほしいと。そういうことなのかなとか、これの取組を聞いた時点から、私自身もいろいろ考えております。

要は、開始をして、今後、可能な範囲で分析を進めていきながら、どう生かしていくのかを考えなければいけない。

それから、今日は貴重な御意見をいただいて、結局、やはり関係機関の方とネットワークが必要になってくる話だとは明らかに思われるわけであります。ただ、今、どれくらいのニーズで、内容がどうあってというようなところまで定まるわけではありませんから、そのような御相談、連携の強化については今後ということになりますけれども、ぜひよろしくお願いいたします。開始したからには、これを有益に生かしていかなければいけないという責任を我々も負うわけでありますから、今日御出席の皆様方に御協力をぜひよろしくお願いいたします。

あなたのいばしょの皆様には、今日は本当に貴重な時間を提供していただいてありがとうございます。今後とも事業の進展に伴って、先ほど申し上げましたように、いろいろ協議、意見交換させていただくことになるわけでありますから、今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

7 情報交換

(1) 調布警察署からの情報提供

会 長： それでは、次第5「情報交換」に移ります。

情報交換の(1)調布警察署からの情報提供ということで、よろしくお願いします。

委 員： 調布警察署からは、調布警察署管内における、いわゆる非行少年の取扱状況の数字も含めて説明いたします。ただ、調布警察は調布市と狛江市も管轄していますので、数字に関しましては両市ということをお承り願えればと思います。

まず1つ目は、いわゆる非行少年グループというのは、若干数は把握しているのですが、今のところ大きな問題を抱えているわけではございません。いわゆるトー横キッズのような場所があるわけでもありませんので、大きな問題を抱えているわけではないのですが、警視庁本部の情報ですと、新宿のトー横キッズのほかに、池袋駅周辺ですとか、大宮駅周辺にも同じようなところができているという情報がありますので、いつ当市の管内にできるかもしれませんので、いろいろな活動を通じて注視をしていますし、広報啓発活動も行っております。

次に、本年1月から5月末までの、いわゆる少年補導の件数を説明させていただきます。総補導数は2,321件であります。これは昨年同時期比プラス97件です。力を入れてやっております。

その理由としましては、例えば、飲酒・喫煙、補導するのですが、さらに、その先の違法行為に手を染める前に早期に芽を摘むという目的プラス先ほど申しましたとおり、トー横キッズのような環境にさせないために、今、署を挙げて、また、御協力いただいている補導員の皆さんとともに、補導して対策を取っている結果だと認識しております。

補導の件数の多い順に申し上げますと、ゲームセンターでの遊技。これは年齢と時間で細かく区切られているのですが、ゲームセンターの立入り。あとは深

夜徘徊，喫煙，飲酒，この順番の多い件数でなっております。少年法で定められている補導するものはかなり細かく分類されているのですけれども，やはりこういったところが多くなってきているという現状でございます。

続きまして，実際に扱いました少年事件の件数です。これも多い順にいきますと，万引き，続いて自転車盗，あとは薬物事犯，オートバイ盗，スマホを使った盗撮等，こういった事件を，送致しているものもあれば未送致のものもありますが，取扱いをしております。端緒としましては職務質問，万引きですと，店員からの１１０番ですとか，そういうものを認知しまして事件化を図っております。そのほかに，いわゆるけんかです。暴行ですとか，お店の看板を蹴飛ばして壊したというものもありました。

最後に，闇バイト対策について，これも大事な課題ですので説明しておきます。今なお新聞報道が出ると思うのですけれども，闇バイトに応募して，海外のアジトに軟禁されて，特殊詐欺に加担されて保護されるという事件も発生しています。警視庁挙げて，闇バイトに簡単に応募してしまったけれども，抜け出せなくて困っているよという若者から相談を受けた場合，確実に保護して，そして，その情報を集約して組織の実態解明をするというところまで力を入れております。調布管内も，数は多くないのですけれども，X上で携帯電話を契約したら幾ら渡すというものに危うく乗りかけた少年からの相談を受けたという事案も数件あります。そこは確実に署のほうに，子ども，保護者を呼びまして，防犯指導をして未然防止に至っております。

あとは，闇バイトはやはり低年層から指導していかないとなかなか，高校生になってしまうと難しい面もありますので，中学生をターゲットに調布警察では対策を強化してまして，少年係を経験した警視庁OBのスクールサポーターを中学校に派遣しております。

最近，この闇バイトに関連した調布市内に在住する者の事件はありませんけれども，数年前には，調布市内に住んでいる当時中学生の女子生徒が闇バイトに参加して特殊詐欺で逮捕されたという事案も把握しておりますので，予断を許さないといえますか，今後，こういうことがないように様々な対策を行っております。

調布警察からは以上でございます。

会 長： ありがとうございます。

ただいまの報告に関して何か御質問等ございますか。――よろしいですか。

（「なし」の声あり）

ありがとうございます。

(2) 多摩児童相談所からの情報提供

会 長： 次に，多摩児童相談所から情報提供をよろしくお願いします。

委 員： 改めまして，多摩児童相談所から報告させていただきます。

当所は管轄が５市ございまして，調布市，府中市，多摩市，稲城市，狛江市の５市となっています。調布市は人口も非常に多いということで，約３割が調布市の相

談の割合を占めている状況です。

相談件数は、速報値にはなってしまいますけれども、全体で2,510件が令和6年の速報値です。そのうち、虐待が非常に多く、虐待が1,328件でした。非該当も含んでいます。近年、国のほうが非該当案件を除いて統計を取りなさいというような指導もあって、東京都も統計の取り直しなどを行っているのですが、各所別だと、そういう繊細なところまではなかなか確認できませんので、非該当も含めて実際対応もしていますので、そういったところで速報を出しています。

いずれも、先ほど申し上げたように、相談件数、虐待件数も約3分の1が調布市というような形になっています。ボリューム的には、かなり対応が多いかと思えます。中身としては、警察からの通告が多くて、夜間帯も含めて、家の中での夫婦げんかとか、DV案件での心理的な虐待ということで連絡が来ることが多いです。

これは当所だけではなく、東京都もそうですし、全国的に、それが基本的な傾向となっています。警察から来るような、家庭の中でのけんか目撃というのは、子ども達にとってももちろん深刻ではあるのですけれども、こちらから事案送致をさせていただいて、調布市の皆さんに対応いただくということがあります。非常に協力的に取り組んでいただいている、非常に忙しいと思うのですけれども、事案送致をきちんと積極的に受けていただいている、家庭訪問とか、子どもの現認とか、面接とか含んで対応させていただいているということです。

児童相談所全体としては、警察からの通告が多いのですけれども、一方で、一時保護を要するような事案も一定程度ありまして、全体として横ばい、急激に上がっていた時代よりは、ケースとしては横ばいに近いような状態になっています。しかしながら、一時保護を要するような深刻な事案というものも、それはコンスタントに続いていまして、むしろ上がっているような感じです。一時保護所もかなり逼迫しているような状態ですし、子ども達としても、なるべく早く地域に帰りたいという思いもありながら、しかしながら、家の中の居心地が悪いという状況もあって悩まれているというような状況がございます。

ただ、夜の間に親子衝突があつて、そのときは、もう一緒にいられないということで、警察も身柄通告とか、そういったことが判断されるようなことであっても、少し時間を置いて話を続けると、お互い、話し合う余地があるかなというところで帰れるケースも非常に多くて、基本的にはほぼほぼ帰っているというような形で見ていただければいいかと思っています。

そのときに、やはり受け皿となっているのが、学校や学童クラブといった子ども達が地域の中で過ごす居場所だったり、もちろん我々も関係者会議を行ったうえでお帰ししているというところではあるのですけれども、そこがすごく、連携していることが大事というのはつくづく思っています。

これから学校が夏休みに入り、なかなか目が届かないような時期に入るのが、私たちとしては非常に心配な時期になっていて、学校からの連絡も、これからしばらく多くなる時期ですけれども、そういった中でも目が入るようにというのか、地域

の中の居場所みたいなのところと一緒に探りながらできるといいかと思っております。

あと、調布市で非常によく取り組まれているような特定妊婦とか、若年の予防的な支援ですか。そういったところなどは、児童相談所も重点的にやっています、未受診で妊娠が発覚したとか、望んでいないのだけれども、もう産むしかないような状態になってしまっているとか、そういった方々の連絡が各市から来たり、病院から連絡が来たりしていて、ゼロ歳で亡くなるケースがとてもあるわけなので、そこが一番リスクな世代といいますか、年齢層でもありますので、そこは私たちとしてもキャッチして取り組んでいるというところですよ。

ここは保健所とか、母子保健の分野ととても密接につながっているんで、必要な連携を深めながらやっていけるといいのかと思っています。国も母子保健と児童の分野を一体的に取り組むようにということがあって、各市でもそういった取組を進めていると思うのですが、児童相談所も、そこと一緒と同じ認識で取り組む必要があるかと思っています。

あと1点だけ、これも児童相談所の課題になっている部分ですが、施設措置した児童の行き先、自立に向けた支援です。とても大きなテーマになっていまして、児童養護施設退所者等支援事業を実施している自治体が少しずつ増えていくのかと思うのですが、やはり社会に巣立つ子ども・若者が、アパートも高いですし、就労でも大変だという中で、こういった事業に取り組んでいただけるのは、私たち児童相談所が、家に帰れない子ども達を支援する中で非常に心強いと思っています、ぜひ強化していただけるとありがたいというように拝見していました。

ということで、児童相談所としても引き続き皆さんに御協力いただきながら実施していきたいと思っております。ありがとうございました。

会 長： ありがとうございました。

今の御説明に関して御意見等ございますか。――よろしいですか。

(「なし」の声あり)

ありがとうございました。

(3) 中学校校長会からの情報提供

会 長： 次に中学校校長会から、よろしくお願いします。

委 員： 中学校校長会からいくつか情報提供等していきたいと思っております。

現在、中学校ですけれども、期末テストが終わりまして、1学期のまとめの時期に入っております。あと2週間ほどで夏休みということになります。そんな中で、中学校2年生を対象に、今、調布中、三中、四中で、今週の火曜日から火、水、木、今日まで職場体験を実施しております。

この場で関係する部分としましては、先ほどもあったのですけれども、調布警察や児童青少年課と連携しまして、闇バイトに関して、中学生に対しての啓発の話がありました。内容としましては、お昼の放送を利用しまして、ロールプレイみたいな形で、子どもが闇バイトの誘いを受けて、それを断るようなロールプレイだとか、あとは放課後、正門のところで、闇バイトがよくないという形のティッシュを配布

していただいた。そんな形を1学期以内に各校で実施しております。

あとは、都教育委員会から、性暴力や体罰に関して、学校長からの講話だとか、子ども達が相談できる機関の紹介等を行っております。

また、夏休みに向けましては、市の事業である海外体験学習事業のオーストラリア派遣等が、この後、夏休みに行われていくということになります。

あとは、生活指導面等ですけれども、各学校間でのトラブルは今のところ大きなものはありません。校外でのたまり場、先ほども調布警察からありましたとおり、特にこの場所に中学生がたまっているという情報もありません。ですけれども、やはり一切問題がないわけではなく、各校それぞれ問題を抱えておりまして、オーバードーズの問題、SNSのトラブル、リストカット、いじめ、ヤングケアラーなどなど、問題は多岐にわたっております。その都度、市教育委員会と連携を取りまして、あとは、すこやか等の連携の中で解決している事案も多々あります。また、多摩児童相談所にお世話になっている事案も何件かあります。

不登校等も、各校それぞれ、今いる状態ですけれども、市からスクールソーシャルワーカーの配置や、不登校対応巡回教員という教員の配置、通級指導教室等ある中で、不登校の対応なども行っているところでございます。

簡単ではございますが、中学校の現在の状況です。よろしくお願いします。

会長： ありがとうございます。

何か御意見、御質問等ございますか。——はい。

委員： 不登校対応巡回指導教員というのは、主にどんな活動をされるのですか。

委員： 中学校におきますと、拠点校がありまして、その拠点校から週に1回派遣されてきます。ですので、全校、巡回教員が回ってくる形で対応されています。

内容としましては、各校の不登校の状況の確認、教職員に対しての指導・助言を行っており、学校としてもとても助かっております。

委員： 指導教員は現職の教員の方ですね。

委員： はい、教員です。

委員： そういう御経験のある。

委員： 今年度、本校に来た教員は、去年まで三中の特別支援学級の主任教諭で、今年度、拠点校の八中に着任されて、週に1回来ている状況です。

アドバイスされたり、その学校の不登校の状況を見て、それに対して、どのようなつないでいくだとか、そういうことをやっています。どこにもつながっていない子がいないように、独りにしないという部分での手助けをしてくれています。

委員： ありがとうございます。

会長： ありがとうございます。

ほかの方、どなたか、御意見、御質問等ございますか。——よろしいですか。

(「なし」の声あり)

それでは、この協議会、次は10月なので、今日、ちょっと触れざるを得ないのですけれども、教師の不祥事。単なる不祥事ではなくて、芋づる式にというか、広

域にわたってというか、私の子どものときから考えても余りないような大きな問題。誤解のないように、私は、調布市は非常に心配している、そんなことは全然言っていない。ただ、当然、保護者、生徒・児童の不安感だとか、もしくは、うちでなくても、ほかの自治体でも対策といいますか、考えていかななくてはいけないとか、何か情報がございましたら少しお願いしたいと思うのですが、いかがですか。

委員長： 教員としましては、どのように見られているのかなと。やはり教員一くくりということで、もしかすると、というような目で見られているのではないかという。

会長： 可能性はありますよね。

委員長： 心配はあります。だから、そういうものをどうやって学校サイドから、当然ないのだけれども、安心して下さいということをアピールしていくかが今後の課題かなと思います。

会長： 難しい問題ですよね。

委員長： 生徒・保護者は、「うちの先生」とすぐ結びつくと思うのです。でも、大丈夫だよということをどう伝えていくか、そこは課題だと思います。やはり現場、教員サイドでいいですと不安感があります。そのように思われているのではないかと。

会長： 私も、何十年を思い返しても、こんな広域的になってあまりないですよ。

委員長： 教育委員会としまして、まず学校は、安全・安心な場でなければならない。これは子どもたちにとって、心理的にも安全であり、教員が、教師が信頼できるものでなければならない。これを揺るがしてはならないということで、取り組んでいますのは、例えば、私物のスマートフォンを子どもの前に、教室に持ち込まないというルールがあります。そのほかにも、例えば、公務として動画を撮影する場合は、保存や管理のルールの徹底を改めて図る必要があるだろうと考えています。各学校の状況についても確認をしているところですが、報道ベースですが、文部科学省から通知があると思われますが、本市としても、独自にさらなる徹底、強化をする。そして、子どもたちにも改めて相談窓口を再周知するなどの対策を今取っているところです。

会長： ありがとうございます。よろしくお願いします。

何といいますか、ここに連座した人物は正常な感覚ではなかったということなのかもしれないけれども、氷山の一角ではないかというような疑心暗鬼に陥るのは全国的にないとは限らないから、大変な難しい問題だと思いますが、よろしくお願いします。

今、いくつかの大変貴重な情報提供をいただいてありがとうございました。

その他、ほかの委員の方から何か報告、御意見等がもしございましたら御自由にどうぞ、いかがでしょう。——いいですか。

（「なし」の声あり）

8 その他

会長： それでは、最後、次第6「その他」ですが、事務局から次回の日程について説明

をお願いします。

事務局： 次回ですが，１０月１５日水曜日午前１０時から，市長公室での開催を予定しております。よろしくお願いいたします。

会長： これで本日の議題は全て終了いたしました。第１回協議会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉 会